

毎週火、金曜日発行(但休日該当する日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可(特准第1号)

鳥取県公報

目次

◇監査公告 定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第55号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条の規定に基づき、昭和37年度に係る下記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和39年12月2日

鳥取県監査委員	浜田庄二
同	田中玉平
同	千代西尾泰章
同	野坂浩賢

記

監査箇所	執行年月日
科学博物館	昭和39年1月20日
教育研究所	〃
米子東高等学校	〃
米子西〃	〃
米子南〃 (境港分校を含む)	〃
米子皆生学園	2月3日
倉吉農業高等学校(三朝分校を含む)	〃
鳥取商業〃	〃
鳥取東〃	〃
米子図書館(境港、日野分館を含む)	1月30日
鳥取〃 (八頭、気高、倉吉分館を含む)	〃
物産館	2月19日
内職公共職業補導所	〃
奨徳学校	〃
鳥取労政事務所	〃
	22日

米子	〃	27日
倉吉	〃	2月11日
中海干拓事業所	〃	1月24日
中小家畜試験場	〃	29日
水産試験場本場	〃	21日
〃 分場	〃	28日
農産加工所	〃	23日
畜産試験所	〃	2月18日
畜産技術員養成所	〃	〃
県営境港魚市場	〃	4日
県境港水産会館	〃	〃
境港水産事務所	〃	〃
経営伝習農場	〃	10日
農業指導者養成所	〃	〃
財団法人鳥取県住宅公社	〃	5月12日
鳥取県開発公社	〃	6月15日
財団法人米子工業高等専門学校建設促進期成同盟会	〃	19日

鳥取県私学振興会 〃 30日
 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 〃

科学博物館 昭和39年1月20日監査

監査委員 浜田庄二
 同 中田玉平

1 支出の状況
 (1) 支出(昭和38年12月28日現在)

区 分	令達額 算現額	支出済額	残 額
教育委員会費	3,937,000 円	3,904,521 円	32,479 円
博物館費	1,318,000	1,146,584	171,416
委員報酬	10,000	5,000	5,000
諸手当	133,000	114,170	18,830
旅費	167,000	160,182	6,818
需要費	1,008,000	867,232	140,768
教育施設費	50,000	50,000	0
合計	5,305,000	5,101,105	203,895

(2) いのしし2頭のはく製を38年5月1日に委託契約し、委託料55,000円を支出していた。相見積書を徴しないで特定のなめし業者と示談で契約し、金額的には最少と認められる経費で受託しているが、出来形は良好でなく、生物標本展示の効果はあまり期待されない。特殊の技術を要するものの契約に当つては業者の選定は慎重を要し、低廉なものが必要しも予算の効率的使用とならないから留意されたい。

(3) 資料、とくに考古資料等を109,530円で購入している。このうちにはやよい土器等相当高価なものもあり、学術上資料価値があるかどうかの判定にも相当な困難性を伴うことは勿論であるが購入に当つては骨とう品専門店等の意見を徴して参考とし、最終的に価格を決定している。このような特殊なものについては、購入価格評定の経緯を記録整備し、決裁を受ける等、購入方式の確立につき考究の要がある。

(4) 手数料(汲取)を2,800円支出しているが、契約

を締結していない。締結しておく方が効果的である。

(5) 博物館協会より「月刊博物館研究」発刊等の運営経費として負担金を38年5月1日に10,000円請求していたが、令達がないまま支払いせず、39年1月17日に至り令達を受けていた。予算令達の早期化につき当局の配慮を望む。

(6) 食糧費は7,000円令達を受け全額残っていたが38年11月9日に債務となつた経費6,974円が未払となつていたので、早期事務処理につき配慮の要がある。

(7) 備品費を506,180円購入していたが、その内容は資料109,530円、資料附属備品163,000円、庁用備品33,650円となつていた。予算の効率的執行上資料用備品費は庁用分より区分して要求し、執行することが適当である。

(8) 寄贈資料台帳並びに資料収集簿を作成し、その明確を期したことは結構であるが、物品出納簿への記載との重複の場合その簡素化につき検討されたい。

(9) 宿日直命令のあつた者の代値をする場合、所属長

00915

の正規の命令がなされないまま勤務していたので、改善の要がある。

- 2 主な業務の状況
- (1) 常設展示=考古展示、砂丘展示、民族展示等10展示
- (2) 特別展示=飛行機(模型) 展示、無線展示等3展示
- (3) 移動展等館外活動=科学夏期学校、天体観測会等 財産管理の状況
- (1) 敷地は鳥取市より借りているが、賃借契約が未締結となっていた。
- (2) 先年来指摘されていた観覧人住所明け渡しは、監査時現在当事者は移転予定地に建築を完了し造作中であつた。
- (3) 同じく隣接民家えの附属建物の撤去は39年度に実施する予定であつた。

教育研究所 昭和39年1月21日監査
監査委員 浜田庄二
同 中田玉平

1 支出の状況

(1) 支出 (昭和38年12月28日現在)

区 分	予算合算額 予算現額	支出済額	差引残額
教育委員会費	3,349,000 円	3,537,850 円	11,150 円
高等学校費	491,000	459,628	31,372
教育研究所費	1,086,000	1,010,141	75,859
教育調査費	75,000	75,000	0
合 計	5,001,000	4,882,619	118,381

(2) 研修会講師に対する報償費予算が少ないため、中央よりの一流講師の招へいについては苦慮していると認めた。

なお、講師に対する報償費の支出に当り、所において極めて低い一時間当り単価を内定しているため、実際の支給額に合致させるために講習時間数の水増

00916

しを行なつていいると思われるものもあるので、現実に即した報償費単価基準を設定するようにされたい。

- (3) 教職員研修講座録音の反訳に要した経費として賃金7,500円を支出していたが、筆耕報酬料より支出するのが適当と認める。
- (4) 高等学校費、費旅は38年9月以降の旅行分が監査日現在まだ支給されていない。事務の促進を図らるたい。
- (5) 印刷製本費の支出で合達額150,000円に対し3,900円超過していたものがあつた。
- (6) 38年中に寄贈を受けた図書が監査時現在23冊(累計158冊)ある。図書原簿には登録していたが、物品出納簿に記載されていないので、台帳の処理につき検討の要がある。
- 2 主な業務の状況
- (1) 特殊教育の実験的研究等5項目の調査研究
- (2) 現職教育研修13講座、延19日間、受講人員1,456人
- (3) 刊行物の発行

研究所報 1 回 1,500枚 4 回発行 21,200円

研究年報 第5号 1,000部 50,000円

研究要録 450部 9,900円

(4) 資料目録 200部 40,000円

(5) 図書購入 53冊 51,155円

3 図書、資料の貸出状況

図書、資料の貸出しについて下記のとおり適当でない点があるので検討されたい。

- (1) 貸出規程等の内規に基づいて処理の明確を期すること。
- (2) 借出証を徴していたが、押印していないものが相当件数あつたので、手続を明確にすること。
- (3) 貸出期間は10日間程度を原則としているようであるが、返納約定日が記入されていないものがあるので、督促する場合にも根拠がうすい。もれなく記入させること。
- (4) 返納約定日を経過しても返知されていないものがあるのに督促しないで、長期間経過後一括督促して

- いる。約定日経過後適時に督促すると。
- (5) 長期にわたり返却しない者に対する規制の方法を考究すること。
- 4 運営について
- (1) 調査、研究用の調査票の印刷、これらの成果及び講演記録等の刊行経費が少ないと認められるので当局は考慮されたい。

米子東高等学校 昭和39年1月27日監査

(38年12月末日現在)

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 野 坂 浩 賢

- 1 収支の状況について
- (1) 収入

区 分	予 達 額	調 定 額	収入済額	収入未済額
授業料 全日制	12,826,300	9,772,400	9,729,200	43,200
定時制	707,900	520,800	496,500	24,300
専攻科	816,500	820,000	820,000	0
通信教育受講料	356,900	433,065	402,475	30,590
その他	0	70	70	0
合 計	14,707,600	11,546,335	11,448,245	98,090

(2) 支出

区 分	予算合達額	支出済額	差引残額	摘要
高等学校 費	41,375,200	40,490,702	884,498	
体育保健 費	388,000	280,279	107,721	
高校教育振興 費	22,710	22,710	0	
専攻科運営 費	698,900	613,887	85,065	
教育施設 費	570,000	501,000	69,000	
合 計	43,054,810	41,908,528	1,146,282	

- (3) 収入証紙取扱額(入学選抜手数料) 39,000円
- (4) 通信教育受講料について、5月31日付休学者2名

分(2,940円)があり、当然同日若しくは6月1日に調定減すべきであるのに12月5日に至りようやくその手続きをしていたもの、10月31日付で退学願が出ているのに12月5日に調定減をしているもの等があるのに、時期を失することなく合規の手続きをすべきである。

- (5) 同受講料調定に当り、月の中途において受講申込のあったものはその月分を一括して月末に調定していたが、事実の生じた日に調定するよう努められたい。
- (6) 通信教育入学志願書の志願書提出月日を見ると、37年度収入とすべきを38年4月以降に月日を当校で訂正し38年度収入としていたものが11件あったので、歳入所属年度区分の明確を期する必要がある。
- (7) 通信教育入学料の収入科目設定につき財政当局は検討されたい。
- (8) 全日制授業料について、翌月分(8月、3月分を除く。)を収納していたものがあるが、適当でない。

(9) 授業料の納期限内収納率(38.4~12)は、全日制41.7%、定時制17%、専攻科73.9%であり、通信教育受講料については16.7%で、これに定時制授業料及び通信教育受講料は、低率であるので早期収納に努められたい。

(10) 理科器具整理戸棚を22,000円で購入し、発注前に相見積を徴しているが、発注物件の規格等の条件を提示することなく見積らせていたことは、予算の効率的執行上適当でないから注意改善すべきである。

(11) 校舎屋根補修を82,000円及び10,900円で分割施行していたが、予算令達の時期、工期並びに内容は分割施行の理由に乏しいので一連の工事として施行し、予算の効率化を図るべきである。なお、随意契約前の見積書にはその月日がなかつたので記入させる必要がある。

(12) 理科教育振興法に基づき購入した備品には高価なもの、精密度を要するものが多いので、かし担保責任については契約書に充分明記しておくようになら

たい。
 なお備品に所定の表示がないので実施しておくべきである。
 1) 学校給食費、燃料費で白灯油等を購入していたが、

単価契約はなされていなかった。努めて単価契約して効率的に経費を使用するようにされたい。
 2 施設設備の整備状況について

施設設備名	数量	金額	負担区分		摘要
			県費	P T A 等	
校舎改築 鉄筋コンクリート3階建	448坪	34,140,000	34,140,000	—	
校舎体育館等補修整備	172	14,327,000	10,745,250	3,581,750	基礎工事中
理科教育振興備品	18品目	1,030,180	145,700	884,480	
一般備品		388,000	388,000	—	
		478,210	214,950	263,260	

(1) 鉄筋コンクリート3階建(12教室)は、12月15日完成の契約であったが、1ヶ月工期の延長を承認してなお契約上の工期の満了した監査時現在仕上げの段階であった。契約履行の厳守につき配意されたい。
 (2) 鉄筋コンクリート建る教室は、9月に関係予算が議決されたが、着工が遅延し、監査時現在基礎工事

鉄筋組作業中で、工程状況からみて年度内完成の見込みがないと思われる。適期施行につき当局は充分配意すべきである。
 3 財産管理の状況について
 (1) 校地の平面図(600分の1)を作成していたが、財産台帳副本にてん付して整備しておかれない。

(2) 37年度に県費392,800円で購入した国有地(491坪)の登記促進につき努力されたい。なお、このうち、106坪は農地のままで利用されていないので、早期に活用されたい。
 (3) 校地内の山林及び専売公社側校地の隣地との境界の明確化についてはなお努力を続けられたい。
 (4) 校地内に松立木が228本あるので、財産台帳副本に記載し財産として取り扱われたい。

米子西高等学校 昭和39年1月31日監査
 (38年12月末日現在)
 監査委員 浜田庄二
 同 中田玉平
 同 野坂浩賢
 同 同
 1 収支の状況について
 (1) 収入

区分	予算額	実績額	調定額	収入済額	収入未済額	摘要
授業料	11,232,500	8,560,000	8,533,600	26,400	0	
その他	0	5,000	5,000	0	0	
合計	11,232,500	8,565,000	8,538,600	26,400	0	

(2) 支出

区分	予算合達額	支出済額	差引残額	摘要
高等学校校費	29,916,600	29,368,137	548,463	
高校教育振興費	18,940	18,940	0	
教育施設費	530,000	130,000	400,000	
体育保健費	30,000	30,000	0	
合計	30,495,540	29,547,077	948,463	

(3) 収入証紙取扱額(入学選抜手数料) 1,350円
 (4) 不用になつたシンガーマシン2台を5,000円で売却していたが、不用の決定がなされないまま売却していたことは適当でない。なお、売却代金収納後に、払下品を引き渡すようにされたい。

(5) 県の歳入に属しない入学記念金(生徒1人当り3,000円)を校長名で領収していたが適当でないので収納方式を改善されたい。

(6) 授業料の納期限内収納率(38.4~12)は57.6%である。留意されたい。

(7) 物品の購入にあつては、見積(入札)に付したものの価額の総額の最低のものを採ることが原則であるので、理科教育振興法に基づき備品など多品目の一括見積、購入にあつてはその取扱いに留意されたい。

(8) 備品購入に当り、相見積書を徴していたが、見積月日の記入がほとんどなく、学校側において記入していたことは当を得ない。月日を記入させられたい。

(9) ハンドール器具を社会体育費、備品費30万円をもって38年12月1日購入していたが、購入の時点においては関係予算の合達がなかつた。予算の合達を受けたのちに購入するようにされたい。

(10) 用務員の宿日直に際し命令がされていなかった。

合規の手続きをとるべきである。
 (11) 物品出納簿と現品との照合確認の励行に努められたい。

2 施設設備の整備状況について

施設設備名	数量	金額	負担区分		摘要
			県	P.T.A等	
鉄筋コンクリート3階建校舎改築	370坪	26,475,000	25,215,000	1,260,000	
校舎、体育館等補修整備		399,710	142,625	257,085	
理科教育振興備品	34品目	400,000	400,000	—	
一般備品	115品目	218,220	139,570	78,650	

(1) 第3期工事として38年度に管理室(4)、普通教室(12)の鉄筋コンクリート3階建を建築していたが、このうちにはP.T.A経費で続き足し建築した教室(20坪1,260,000円)があり、このため入札以降の財務事務処理に不合理を生じている。続き足し分は県費に受け入れて施行し事務を合理化するように

されたい。

(2) 特別教室(理科室、家庭科実習室)は老朽化しているほか、内容設備も更新の要がある。

(3) 運動場は2,281.3坪でせまいが、理科教室等を移転すれば約3,000坪となる見込であるので当局の配意を望む。

3 財産管理の状況について

(1) 校地内にある農林省所管国有地240坪並びにP.T.Aのもの881.72坪は未契約となつていた。

(2) 登記簿謄本を請求整備して財産台帳副本と照合されたい。

米子南高等学校(境港分校を含む)

昭和39年2月3日 監査

(38年12月末日現在)

監査委員 浜田庄二
 同 中田玉平
 同 千代西尾 泰章

同 野坂浩賢

1 収支の状況について

(1) 収入

区分	予算金額	調定額	収入済額	収入未済額	摘要
授業料 全日制	10,085,200	7,665,200	7,628,800	34,400	
定時制	428,300	327,000	320,100	6,900	
実習特別会計生徒収入	936,000	890,507	890,192	315	
合計	11,447,500	8,880,707	8,839,092	41,615	

(2) 支出

区分	予算済額	支出済額	差引残額	摘要
高等学校校費	35,047,400	34,225,822	821,578	
高校教育振興費	86,070	79,670	6,400	
教育施設費	450,000	348,600	101,400	
実習特別会計支出	839,000	697,058	141,942	
合計	36,422,470	35,351,150	1,071,320	

- (3) 収入証紙取扱額(入学選抜手数料) 350円
- (4) 授業料の納期限内収納率(38.4~12)は本校49.5%、境港分校全日制29.2%、定時制23.1%であるので、納期限内収納になお努力されたい。とくに、境港分校については、出納員の出張徴収を励行されたい。
- (5) 実習規模の縮小に伴い乳牛3頭を89,000円で売却していたが、売却同には売却の理由が明記されていない。処分の要素を列記してその明確を期することが望ましい。
- (6) 梨1,959.5kgを72,640円で売却していたが、1kg当り払下単価は40円、30円、25円の3段階となっているのに価格設定同にその明記がない。算出基礎を明確にしておきたい。
- (7) 牛乳売買契約書の代金納付期限は翌月の16日となっているのに、納額告知書の期限を17日としているのは適当でない。改善すべきである。なお、16日が休日ときは15日としていたが、民法

- の規定により17日とすることが妥当であるから留意されたい。
- (8) 農芸化学課程設備充実に当り、40万円の予算で38年12月末日現在光電比色計(192000円)ほか8品目を367,9000円で発注していたが、契約前には業者から徴した見積書の内容をみると、品目別規格等の明示がなかったため見積り効果を減殺していた。説明時に充分配慮して、契約行為の合理化に資すべきである。
- (9) 多品目物品の一括見積購入については米子西高等学校の監査報告に述べるところと同様であるので留意されたい。
- (10) 電気恒温水槽を71,000円で購入していたが、規格が同じで価格70,000円の見積書を提出した業者があるのに、低額業者と契約しないで、高価な方を選定理由の明記がないまま契約していた。注意すべきである。
- (11) ガソリンの単価契約書の内容をみるとオクタン価

- が記入されていない。留意されたい。
- (12) 物品出納簿と現品との照合確認につき怠行された

2 施設設備の整備状況について

施設設備名	数量	金額	負担区分等			摘要
			県	P	T A	
産業教育振興施設 農芸化学管理室木造平屋建	15坪	670,000円		670,000円		39年1月購入
同 理科教育振興備品	7品目	1,200,000		1,200,000		
一般教育振興備品	16品目	300,000		300,000		
一 実習特別会計備品	3品目	1,007,076		496,700		510,376
舎 舎等 補修整備備品		126,700		126,700		
		1,229,693		1,035,693		194,000

- (1) 産業教育振興法に基づき67万円をもつて本庁直轄により施行中の農芸化学管理室は、38年12月6日入札した関係で未完了であった。また、これが地元負担金は未決定のため寄附採納願も未提出となつていた。当局は善処されたい。
- (2) 校舎改築は41年度を旨として全面的鉄筋校舎に

改築の計画であつたが、これが推進と関連して、老朽の極に達したとも見らるべき農業課程関係の実験実習建物の改築につき当局は緊急配慮の要がある。なお、分校は当年度より全日制の商業学科が設置され、その他の課程は募集停止されたので、商業実践室等関係施設設備の整備が望まれる。

00925

3 財産管理の状況について

- (1) 本校借用地1,274坪のうち個人より借用していた354坪の賃貸借契約の期限が満了しているのに、そのまま学校で使用している。更新するか若しくは実習規模等を勘案して返戻するか、その明確を期する要がある。
 - (2) 登記簿謄本と財産台帳副本と面積に相違していたものがあつた。的確を期すべきである。
 - (3) 37年度に分校便所改築工事(8坪)を50万円で行したが、これに続き足してPTAで施行した2坪分がある。財産管理上の明確を期するため寄附採納が望ましい。
 - 4 県の歳入に属さない入学記念金等の収入手続について
- 入学記念金3,000円及び授業料と同時に納入している施設拡充費(200円)を校長名で収納していたが、適当でないので収納方式を改善されたい。

米子啓生学園

昭和39年2月5日 監査
(38年12月末日現在)

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 野 坂 浩 賢

1 支出の状況

(1) 支出

区 分	予算合算額	支出済額	差引残額
教 育 費	11,524,608 円	10,192,208 円	1,332,400 円
県立養護学校費	11,426,608	10,120,608	1,306,000
教育施設費	98,000	71,600	26,400

- (2) 契約条例第3条第2号の規定に基づき、機能訓練器具(予定価格72,400円)を指名競争札に付していたが、一般見積方式と同用していたので改善の要がある。また、予定価格の本庁承認は38年12月9日(12月6日付)となつているのに12月7日に契約を

00926

締結していいことは適当でない。確認のうえ締結すべきである。

- (3) 前記機能訓練器具のほか自転車型下肢訓練器平行棒等は前記に併せて入札契約できるので別添書によつて発注していた。留意されたい。
- (4) 機能訓練器具の検収は、整肢学園の医長が実施していたが、正式な検査委嘱がしてない。留意されたい。
- 2 就学奨励費の支出状況について
 - (1) 通学費、学用品購入費等現金を保護者に交付し、領収証を徴していたが、領収月日のないもの領収印のないものがあつた。整理の要がある。
 - (2) 金品支給台帳を整備しないで教科用図書等を支給していたことは適当でない。
- 3 主な施設整備の状況について
鉄筋コンクリート平屋建116坪 10,649,000円で整備していた。
- 4 財産管理の状況について

(1) 前記建物は整肢学園所管の敷地に建築されている。財産台帳副本を整理して所管財産の明確を期された

- い。
- 5 その他
第一期工事としても教室が39年1月18日に完工したばかりであり、施設設備の充実については今後に期待するものが数多い。
2月1日より宿日直を実施しているが、当直室は無く、職員室の一隅にベットを置いていたような状態であり、宿日直手当も監査日現在未令達であつた。発足当初の運営についてはとくに本庁の細かな配慮が望まれる。なお、当学園は整肢学園と同一構内に隣下を接続して設置されており、休日及び夜間における用務は火災、盗難に対する警備のみであるので、整肢学園と一体的関連にあるものとみて職員の兼務或いは警備員の設置により当園職員の宿日直の廃止することについて検討されたい。

倉吉農業高等学校(三朝分校を含む)

昭和39年2月7日監査

(38年12月末日現在)

監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 千代西尾泰章
同 野坂浩賢

1 収入、支出の状況について

(1) 収入

区分	予算額	調定額	収入済額	収入未済額	摘要
授業料 全日制	5,647,000	4,288,400	4,270,800	17,600	
定時制	162,800	124,800	121,500	3,300	
その他	—	41,346	41,346	0	
実習特別会計収入	3,575,000	2,344,409	2,244,688	99,721	
合計	9,384,800	6,798,955	6,678,334	120,621	

(2) 支出

区分	予算令連額	支出済額	差引残額	摘要
高等学校費	28,315,600	27,565,451	750,149	
高校教育振興費	191,382	170,400	20,982	
教育施設費	839,815	111,760	728,055	
実習特別会計支出	2,671,000	2,158,911	512,089	
合計	32,017,797	30,006,522	2,011,275	

(3) 収入証紙取扱額(入学選抜手数料) 350円

(4) 授業料の納期限内収納率(38.4~12)は、本校全日制60.2%、三朝分校定時制4.2%であつて、とくに、三朝分校は極めて低率である。早期収納確保をさらに工夫されたい。

(5) 37年度に収納すべき生産物売却代金20,890円を38年度に収入していた。早期収納にとめられたい。

(6) 理科教育振興法に基づき21品目を30万円で購入していたが、米子西高等学校の監査報告に述べるとると同様であるので留意されたい。

されたい。

(2) 演習林管理室は山側よりの下り水のため、床下た水が浸透していた。建物の保水上、山側に溝を掘り排水に留意されたい。

鳥取商業高等学校

昭和39年2月17日監査

(39年1月末日現在)

監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 野坂浩賢

1 収入、支出の状況について

(1) 収入

区分	予算額	調定額	収入済額	収入未済額	摘要
授業料(全日制)	6,540,900	5,493,600	5,435,600	58,000	

(2) 支出

区分	予算令連額	支出済額	差引残額	摘要
教育費	25,681,900	22,472,290	3,409,610	
高等学校費	23,897,420	20,488,210	3,409,210	
教育施設費	1,946,000	1,945,680	20	
高校教育振興費	8,480	8,100	380	
体育保健費	30,000	30,000	0	
保健衛生費	7,130	7,130	7,130	
合計	25,889,030	22,472,290	3,416,740	

(3) 収入証紙取扱額(入学選抜手数料) 350円

(4) 授業料の納期限内収納率(38.4~39.1)は42.3%で、このうち7月分は17.6%の低率である。

(5) 当校の宿日直規定によれば、「次月割当表を作成し予め職員に提示し、各職員に確認の上宿日直命令簿になつ印する。」とあるのに、宿日直勤務後になつ印していた。また、代直の場合はその旨を代直欄に記入し、事前決裁を受けるべきである。

(6) 危険物倉庫及び架の新設工事を24万円で、生徒通

(7) 前記購入に要する予算は、38年11月29日の合達を受けようとしたのに購入契約が遅れたため監査時現在未納となつていた。早期契約に配意の要がある。

(8) 実習特別会計消耗品費における支出負担行為の額が予算合達額を209,616円超過していた。適当でない。

2 主な施設設備の整備状況について

施設設備名	数量	金額	負担区分		摘要
			県費	P T A 等	
産業教育振興施設	木造平屋仮舎	40坪	1,600,000	—	購入契約中 本校 300,000 分校 204,000
防火水槽	20㎡	100,000	—	—	
理科教育振興備品	—	504,000	—	—	
一般設備	22品目	317,450	—	—	
実習特別会計備品	6品目	75,820	—	—	

(1) 本庁直轄により仮舎(木造平屋建40坪)を160万円円で契約し、38年12月28日着工していたが、監査時現在施工中で、年度内完工がやぶまれるので早期完了にとめられたい。

(10万円)を受けようとしたのに12月15日に請負契約し施工していた。適期施行でないので、早期発注に配意すべきである。

(2) 防火水槽新設に当り、38年9月20日に予算令達

3 財産管理の状況について

(1) 同窓会所有にかかる図書館の寄附採納につき考慮

用門及び通路新設工事を15万円別々に施行していたが、起工前、見積書の徴取、契約前及び工期等は同一で、とくに分割施行する理由に乏しい。これらは一連の工事として施行し、予算の効率的執行を図るべきである。

(7) 理科教育振興法に基づく12品目を30万円に契約し購入していたが、米子東高等学校の監査報告に述べたとおり、かし担保責任について契約締結時に特約することにつき留意すべきである。

(8) 施設費修繕料26,000円を上のを構築し排水溝を施工していたが、施工に無理があつて流失していた。構築方法を検討するとともに事後措置につき善処の要がある。

(9) 高等学校費、修繕料で1万円以上の器具修繕を3件行なつていたが、いずれも相見積書を徴していなかった。留意されたい。

2 施設設備の整備状況について

施設設備名	数量	金額	負担区分		摘要
			県費	P T A	
危険物倉庫、自転車置場等施設	4種	825,000	490,000	335,000	(1) 新校舎と旧校舎間、旧校舎と体育館の渡廊下の建設が望まれる。
木造校舎塗装等補修	—	1,335,000	344,000	991,000	
産業教育振興設備	5品目	263,380	263,380	—	
理科教育振興備品	12品目	600,000	600,000	—	
一般備品	26品目	300,000	300,000	—	

(1) 新校舎と旧校舎間、旧校舎と体育館の渡廊下の建設が望まれる。

鳥取東高等学校

昭和39年2月17日 監査
(39年1月末日現在)

監査委員 浜田庄平
同 中野玉賢
同 野坂浩

1 収入、支出の状況について

00931

(1) 収入

区分	予算額	調定額	収入済額	収入未済額	摘要
授業料(全日制)	12,452,700	10,476,800	10,440,800	36,000	
(専攻料)	1,007,800	1,021,000	1,021,000	0	
合計	13,460,500	11,497,800	11,461,800	36,000	

購入していたが、契約締結についての同がないことは適当でない。またかし担保責任についての特約もないので留意されたい。

(5) 予算流用を物品購入修繕何歳にかい長の決裁をうけるのみで行なっているが、所定の手続きをとるべきである。

(2) 支出

区分	予算合連額	支出済額	差引残額	摘要
教育費	39,536,770	33,745,419	5,791,351	
高等学校費	38,058,310	32,503,002	5,555,308	
教育施設費	550,000	466,170	83,830	
高等教育振興費	928,460	776,247	152,213	
保健衛生費	13,690	0	13,690	
合計	39,550,460	33,745,419	5,805,041	

(3) 収入証紙取扱額(入学選抜手数料) 391,250円

(4) 理科教育振興法に基づいて30品目を40万円で購入

2 主な施設設備の状況について

施設名	構造	坪数数量	金額	左の内訳	
				県費	P T A 等
中校舎解体工事	木造	275坪	495,000	—	495,000
放送施設	鉄筋	1式	577,950	—	377,950
螢光灯施設	旧鉄筋	1式	159,000	—	159,000
中校舎改築	—	368坪	40,420,000	39,420,000	1,000,000
音楽美術教室	木造	70坪	2,800,000	2,800,000	—
便所	—	8坪	400,000	400,000	—
グラウンド盛土	—	148㎡	1,093,700	1,000,000	93,700
同窓会館新築	木造	50坪	2,000,000	—	2,000,000
理科教育振興費備品	—	30品目	400,000	400,000	—

3 財産管理の状況について

中校舎(大正13年12月11日取得)275坪を高校整備事業の施行に伴い解体除去するに当り、県有財産及び營造物に関する条例第2条第2号に基づき処分していたが、当校長が私下申請をし、県教育委員会が38年6月15日

付をもつて承認した旧校舎の古材は、生徒部室建築に使用することとなっていたのに、実際は同窓会館(50坪)の建築財源に充当されていた。学校長に対して私下を行なったこと、私下古材の目的外使用、敷地の使用が未許可であること等手続に検討の余地がある。で、

き上った同窓会館はすみやかに県に対し、寄附採納することにつき配慮されたい。

米子図書館(境港、日野分館を含む)

昭和39年1月30日監査
(38年12月末日現在)

監査委員	浜田庄二
同	中田玉平
同	野坂浩賢

1 支出の状況について

(1)

科 目	予算合連額	支出済額	差引残額
教育委員会費	4,764,000	4,745,903	18,097
図書館費	1,959,606	1,767,784	191,816
教育施設費	100,000	71,365	28,635
計	6,823,606	6,585,052	238,548

(2) ポーターブック架(両面3基、片面1基)及び雑誌ケース(1基)を18万円で購入していたが売買契約書の内容をみると、変形等に対する特約事項があるのに保証期間の明記がないのは適当でない。また、38年5月20日に契約しているのに、5月24日に相見積書を徴しているのは不当である。

(3) 防音植樹並びに造園工事を107万円で施行していたが、3業者から徴した見積書のうち、2業者分は設計書と内容が著しく相違していた。相見積は価格の妥当性を判断する資料であるので、仕様内容を提示して見積をさせられたい。

(4) 読書週間行事に使用する広告料は、予算額のおおりに2,000円の合連を受けているが、少額なものを機械的に3回に分けて予算合連されたため、(4月9日付700円、5日付700円、10月14日付600円)、読書週間に関わらず、予算に未使用となっていた。適期合連について当局は配慮の要がある。

(5) 灯油のように長期間に亘り消費するものの購入に

当つては、単価契約して予算執行の合理化を図られたい。

2 図書館分館の統合について

本館の設備、蔵書等は県立図書館として、なお不十分であるのに、さらに分館(境港、日野)は何れも貧弱で県立というのにも恥しい程度のものである。一面、市町村分交付税基準財政需要額には図書館経費も算入されているので、動く図書館としての機能活動や公民館活動とも関連せしめて、市町村立図書館の設置助長とあわせ、分館を本館に統合することにつき検討されたい。

3 図書の不備防止について

38年3月の曝書期に55冊、9月の曝書期に22冊が亡失となつていた。亡失防止についてはさらに工夫されることともに、亡失の確認の都度、合規の手続きをとるべきである。

鳥取図書館(八頭、気高、倉吉分館を含む)

昭和39年2月19日監査

(39年1月31日現在)

監査委員	浜田庄二
同	中田玉平
同	野坂浩賢

1 収入、支出の状況について

(1) 収入(収入証紙取扱)
鳥取図書館使用料収入状況

区 分	件 数	金 額	備 考
講堂	53	24,600	
講堂控室	24	3,050	
その他	42	6,650	
合 計	101	37,407	

(2) 支出

科目	予算合達額	支出済額	差引残額
教育費	16,853,000	15,203,279	1,649,721
教育委員会費	11,401,000	11,375,002	25,998
図書館費	5,352,000	3,752,358	1,599,642
教育施設費	100,000	75,919	24,081

- (3) 38年12月1日付をもつて臨時職員1名を発令採用（月手当8,750円）しているのに、12月23日に9,000円予算令達したのみで1月分以降の令達がなく、39年1月末日現在において8,500円の赤字支出をしていた。当局は適時令達につき配慮すべきである。
- (4) 宿日直勤務命令簿に代直者欄を設ける等代直者の事前命令につき検討されたい。
- (5) 読書指導者研修会講師に10,000円の報償費を支出していたが、算出基礎を明確にしておきたい。
- (6) 読書週間開催に当り広告料から立看板代として1,000円支出していたが、筆耕翻訳料として支出する

のが適当である。

(1) 「本を読む本」3,000部を12万円（1部40円）で発注していたが、その手続きは請書によつており契約書の締結がなされていない。会計規則の定めるとおり契約書によらねばならない。

2 財産管理の状況について

(1) 本館附属建物の一部13坪を食堂経営させる目的でもつて私人に使用させるに当り、39年1月18日賃貸借契約を締結していたが、行政財産は行政処分により使用を許可すべきであり、また許可条件として、許可期間中であつても、公用、または公共の用に供するため必要が生じたときは、許可を取り消すこととすべきである。

なお、上記収入を証紙でもつて収納しているが適当でない。

(2) 食堂において使用する電気料、水道料については、メーターが図書館使用分と同一であり、明確に区分し難い。メーターを設置するなど対策を講ぜられ

たい。

- (3) 講堂はその内部の荒廃が甚しいためか、年間僅かに35件の利用しかない。修理、整備して利用率の向上を図らねばならない。
- (4) 倉吉分館の消火器は39年2月6日有効期間が満了していたのに詰替がなされていなかった。注意されたい。

物 産 館 昭和39年1月20日監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平

1 出品物の委託販売について

(1) 委託販売代金を蔵入蔵出外現金として取扱つており、当年度（38年12月31日現在）の出納状況に次表のとおりである。

昭和38年3月31日現在高	148,864円
昭和38年度（4月～12月）受高	1,524,928円
同	払高 1,532,267円

差引昭和38年12月31日現在高 141,525円

(2) 委託出品物の販売は現金売とするように規定されているが、現実には官公庁等に対し、かなり掛売（55件78,740円）をし、この収納事務が遅れているものがある。努めて現金売とするとともに売掛金の早期収納に努力されたい。

(3) 販売したときはそのつど購買者に現金領収書を交付するとともに、販売伝票を作成することになつているが、これは実態にそぐわず、また、団体客が入館の際には、販売業務がふくそうするので、金銭登録機を備え付ける等、販売業務の改善合理化、能率化に当局の配慮を望む。

(4) 手元保管金については、さらに適切な保管方法を考究されたい。

2 委託出品物の保管管理について

(1) 委託出品物の一部（27品目、35点）を県立大山観光会館に展示用として貸し出していたが委託販売品を持ち出すことは検討を要する。

00937

(2) 出納員の更迭に際し、保管にかかる陳列品の引継事務が不充分と認められた。事務継は厳正を期された。

(3) 棚卸の結果による台帳の整理をされたい。

3 陳列場小間の使用について

陳列場内の小間と思われる場所を、小間料を徴さず特定業者に使用させているが、この取扱は検討を要する。

4 当館の運営について

毎年の監査で指摘されているとおり、このままでは単に観光土産品の委託販売場として存置の意義にとぼしいので、県外出先機関とも相談連せしめることによつて設置目的に沿った積極的な運営が期せられるよう、当局の検討善処を要望する。

内職公共職業補導所 昭和39年1月22日監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平

1 予算の執行について

(1) 当所運営費予算は本庁で経理しているが、内職技術指導等に要する一部経費は、常時資金前渡を受け支払つており、38年12月31日現在の状況は次表のとおりである。

科 目	領収額	支払額	残 額
内職公共職業補導所費	153,500	121,918	31,582
旅 費	97,000	77,657	19,343
特 別 旅 費	97,000	77,657	19,343
報 償 費	31,000	22,000	9,000
食 糧 費	25,500	22,261	3,239

(2) 出納事務について

ア 現金出納簿がなかつたが、正規のとおり備えて記帳整理すること。

イ 前渡資金の預金利子は速やかに原に納付手続きをすること。

ウ 前渡資金出納整理簿は常時記帳整理すること。

(3) 内職のPR紙で月刊を常例としている「内職とつ

00938

とり」は、年度当初かなり発行が遅れていたが適期発行し配布する等、予算の效果的執行に一層配慮の要がある。

2 物品の管理について

当所の備品は総べて本庁の管理下におかれているが、本庁から離れているため、管理が行き届かない点がある。ので、物品取扱主任等責任者を置いて出納保管管理に万全を期する要がある。

3 庁舎の契約について

庁舎は36年度に鳥取公共職業安定所の倉庫を無償借り受けて泉費 210,000円で改造整備したものであるが、貸借契約のないまま現在に至っている。貸借関係を明確にしておくことが適当と思われる。

4 運営について

所長以下4名の職員で運営に当っており、38年12月末で相談件数2,271(37年度同期1,761)、あつせん件数1,429(37年度同期1,038)の実績を示し、また25の職種について167クルーが2,506人が当所の補導の下に内

職に従事している。(38年12月末)。然るに所の建物は僅か16坪に過ぎず便所の設置すらないので業務の進展に即応して技術指導室等の整備について当局の留意を求む。また内職補導の窓口は県下で鳥取市一ヶ所のみであるので、少くとも相談員一名は増員して労働者の示す最低職員数の確保につとめる要を認める。

奨 徳 学 校 昭和39年1月31日監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 野 坂 浩 賢

1 予算の執行について

(1) 当年度(38年12月31日現在)予算の執行状況は次のとおりである。

00939

(単位 円)

歳入	科目	目	予算合算額	調定額	収入済額	収入未済額	予算合算額に比し増減	附記
歳入	項	弁償金及び報償金	19,000	21,363	21,363	0	2,363	教護院費弁償費
		物品売払代金	25,000	0	0	0△	25,000	生産物売払代金
		計	44,000	21,363	21,363	0△	22,637	

(単位 円)

歳出	科目	目	予算額	支出済額	予算残額	附記
歳出	項	児童保護費	13,412,000	10,507,646	2,904,354	教護院費
		婦人児童福祉費	4,000	4,000	0	県立児童福祉施設設置費
		計	13,416,000	10,511,646	2,904,354	

(2) 出納事務について

収入

ア 職員の食事代金の徴収にあたり、給食仕出伝票と収入調書の給食数に不突合があつた。適確に人員を把握されたい。

イ 出納員の受領済現金で手元保管の長いものがあ

つた。速やかに納付すべきである。

ウ 生産収獲物品のうち給食に転用したものの県収入振替事務手続きがなされていなかつた。適時処理すべきである。

エ 生産収獲物品引継書による引継事務が11月25日以降未整理であつた。

00940

歳入

ア 旅費の概算払に対する精算が遅れているもの、及び旅費の二重払いとなつて返納手続が遅れているものがあつた。

イ 6月末現在の人件費支出額は予算合算額を超過していたが、予算の適期令達につき当局は配慮の要がある。

ウ 知事の承認を必要とする予算の流用で、承認前に流用している事例があつた。合規に処理された。

エ 炊事用プロパンガスは単価契約により購入することが適当と思われる。検討されたい。

2 財産の管理について

(1) 当校は相当以前から所管土地の一部を契約のないまま近隣者と相互交換使用しているが、このことは県整財産の管理士適当と認めがたい。交換使用の経緯を明らかにして成文化する等善処されたい。

(2) 敷地内に相当数の立木(松)があり、監査当時右

歳出

3 運営について

本校のような教護院は他の児童収容施設と異なり、教護院自体において学校教育法に基づき学習指導を併せ行うことが原則となつている。「施設、学校」が一体となつて運営されるところに大きな特質がある。収容定員は88名であるが、39年1月25日現在の在籍児童数は72名(内女子9名)であつた。本年度西伯郡伯仙町に新築移転することになつているが、今後の運営に当つては特に学習指導のための職員の充実と保健婦、炊事婦等の人的整備について配慮の要がある。

鳥取労働事務所 昭和39年1月22日 監査

監査委員 浜田 庄二
同 中田 玉平

1 予算の執行について

教護院を米子振興局に依頼中であつたが、早期に調査を完了して財産台帳に登録し、管理に遺憾のないようにされたい。

00941

(1) 当年度から常時資金前渡制度が廃止され、所管事務事業は4半期毎に内示される予算の範囲内で執行し、この経費はすべて本庁で支出していた。

(2) 内示予算の範囲内で事業を実施しているにもかかわらず、主管課の予算執行の都合で当所分の支払が保留されているような事態があった。計画的かつ円滑な所業務の遂行が期せられるよう主管課の適切な措置を望む。

(3) 年度当初旅費の計算が誤っているものがあつた。適正に処理されたい。

米子労政事務所 昭和39年1月27日 監査

監査委員 浜 田 庄 平
同 中 田 玉 平
同 野 坂 浩 賢

1 予算の執行について

(1) 当所運営費等の予算は本庁で経理しているが、所管事業に要する一部経費は常時資金前渡を受けて支

払っており、38年12月31日現在の状況は次表のとおりである。

(単位 円)

科	目	前渡資金受領額	支払額	残額
労 政	諸 費	179,260	156,798	22,462
"	組合福利厚生指導費	17,250	12,670	4,580
"	中小企業労働対策費	38,500	15,718	22,782
"	中小企業労使関係安定促進費	145,070	128,005	17,067
合	計	380,080	313,189	66,891

(2) 出納その他事務について

ア 前渡資金の預金利子は速やかに県に納付すると。なお、納付した際の関係書類がなく何時納付したのかわからないものがあつた。

イ 旅費の概算払したものの積算返納事務処理が遅れているものがあつた。

2 物品の管理について

当所の備品はすべて本庁の管理下におかれているが、

00942

本庁から離れているため管理が行き届かない点があるので、物品取扱主任等責任者を置いて、出納保管管理に万全を期する必要がある。

倉吉労政事務所 昭和39年2月11日 監査

監査委員 浜 田 庄 平
同 中 田 玉 平
同 野 坂 浩 賢

1 予算の執行について

(1) 予算の経理方法は米子労政事務所と同様で、38年1月31日現在の前渡資金の支払状況は次表のとおりである。

(単位 円)

科	目	前渡資金受領額	支払額	残額
労 政	諸 費	102,690	92,882	9,808
"	組合福利厚生指導費	12,250	10,559	1,691
"	中小企業労働対策費	37,000	33,883	3,117
"	中小企業労使関係安定促進費	31,620	23,389	8,231
合	計	183,560	160,713	22,847

(2) 経理出納事務について

資金の前渡を受けないで支払義務を負っている事例があつたが、前渡をまつて実施するようにされたい。なお、監査時現在4.4半期分の資金は未前渡(米子も同様)であつたが、適期に前渡するよう主管課の配意を望む。

2 物品の管理について

米子労政事務所と同様である。

中海干拓事業所 昭和39年1月24日 監査

監査委員 中 田 玉 平

1 予算の執行について

和年38年度に係る38年12月31日現在における支出の状況は次のとおりである。

支出目	予算額	支出済額	差引額	摘要
崎津地区干拓費	6,340,782	5,619,351	721,431	
その他	80,000	79,820	180	過年度災害復旧 耕地事業費土地 改良事業促進費
計	6,420,782	5,699,171	721,611	

2 経理出絶その他事務処理について

- (1) 本庁より予算令達期が遅延しているため、光熱水費ほか5費目が赤字支出されていたので、関係当局は早期令達化を図り、適正経理できるように配慮されたい。
- (2) 代行干拓建設事業実施地区にある船留及び照明施設の代替補償工事のうち、第一船留は36年3月31日に、第二船留は38年3月31日にそれぞれ竣工していた。この代替補償工事に対する協定並びに引渡事務処理は工事了後相当期間を経た後、そ及処置されていたが事務の適正処理に留意されたい。なお、照

明施設については、工事了後引渡までの間に要した電力料金の負担区分が不明確であったので、負担区分を明確にされたい。

3 事務事業について

- (1) 崎津地区代行干拓事業の実施状況は次表のとおりである。

39.1.15現在

区分	金額	面積	進度	備考
総事業量	524,725	97.3	100	
37年度までの実績	265,869	54.7	51	面積は干拓済面積である。
38年度計画	79,000	16.5	14	39.1.15現在進捗率 92%
39年度以降	179,856	26.1	35	

- (2) 代行干拓崎津地区の第一工区はすでに工事を完了し、干拓地の仮配分を「土地管理計画書」により行い増反者に飛砂防止のため仮耕作をさせているが、工事の部分竣工に対する事業の完了手続きが行なわれず今日に至っている状況であったので、早期に事

業(部分竣工)完了手続きの必要がある。関係当局と協議し遺憾のないよう措置されたい。

中小家畜試験場 昭和39年1月29日監査
監査委員 浜田庄三
同 中田玉平

1 予算執行について
昭和38年度にかかる昭和38年12月31日現在における収入、支出の状況は次のとおりである。

科目	調定額	収入済額	収入未済額	附記
畜産業費手数料	205,000	202,000	3,000	
生産物売払代	1,989,697	1,989,697	0	
家畜販売私代	6,592,334	6,237,275	355,059	
その他	12,418	12,418	0	不用品売私代 2,448円 雑入 9,970円
計	8,799,449	8,441,390	358,059	

イ 支出

科目	予算令達額	支出済額	残額
職員費	8,673,000	8,600,294	172,706
中小家畜試験場費	13,317,000	12,401,341	915,659
中小家畜振興費	254,000	245,000	9,000
畜産振興費	50,000	21,515	28,485
その他	40,000	40,000	0
計	22,334,000	21,308,150	1,125,850

- 2 昭和38年度における当場の主な試験研究事項は次のとおりである。

試験研究事項	試験研究期間	備考
豚の産肉能力検定	昭和38年5~39年3月	養豚科
豚肉肥育試験	38.4~39.3	"
食肉流通改善生産出荷試験	38.7~39.2	"
ラッパレーヌ種豚の飼養試験	38.4~39.3	"
肉用種鶏の改良に関する研究	38.4~39.3	養鶏科

食糧生産における平飼いと立体飼育の比較試験	38. 10~38. 12	"
肥育飼料の配合内容の相違が食糧生産の経済性に及ぼす影響について	38. 12~39. 2	"
ルーサンの栽培試験	38. 9~39. 4	飼料科

3 経理出納の他事務処理について。

- (1) 敷地内に設置されている電柱支線の敷料は未測定であったが、土地賃借契約による使用権に基づき果に収入すべきと思量されるので測定処置されたい。
- (2) 赤字支出されている費目があつたので支出命令及び支出を厳格にし、適正経理に留意されたい。
- (3) 物品購入に当り、当監査において支出負担行為を確認することのできないもので、代金6,300円が支出されているもの、あるいは自動台秤の見積価格が7,000円であるのに7,200円が支出されているものがあつた。慎重かつ適法経理を期されたい。
- (4) 台秤1台を購入し、代金203,860円を備品費より支出していたが、実際は台秤1台の価格は143,000円であつて、差引60,860円は木造スレート葺の計量

室(6坪、財産取得手続未了)の建設費に流用されていた。違法な支出と認められるので、経理処置は適正厳格を期されたい。

4 契約について

某会社からボワラの苗木相当本数現物提供を受け、当場敷地内に畜舎の陰樹を兼ねて植樹されていたが、この植樹は前記会社と当場長との「ボワラ栽培契約」締結によるもので、その契約内容は、植栽木を38年4月から10年間当場が保護管理し、植栽に要する経費一切を負担することとなつているものであるが、当場土地の米子市よりの貸借期限は46年3月までである。該植栽期間が48年3月までと約定されていることは検封を要する。なお、該契約は知事契約に改約すべきであるので、早期に合規な措置を講ぜられたい。

5 物品について

- (1) 物品の購入荷並びに支出荷に重複しているものが散見されたので、会計事務の簡素化を図られたい。
- (2) 試験研究のため277,100円の経費をもつて動物用

(豚) レントゲン装置を購入(538,12.12)しているが、本機は麻酔機がなければ使用不能であるのに本機だけを取り急ぎ購入したのは、その処置を得ない。経費の効率的な使用につき配慮されたい。

(3) 当場新設に伴ない、民間よりテレビはか5点の寄附物品をかい長の決裁により受納していたが、寄附採納措置は知事の承認手続きを得るべきである。

(4) 研修施設に配備するため購入した椅子200個が保管管理中の注意が充分でなかつたためメツキがはげ、錆びているものが相当点数見受けられたので、物品の管理に留意されたい。

(5) 39年1月末までに購入した飼料代金8,646,491円を支払つているが、この中、同一業者で、同月内に購入した同一飼料で購入単価が高くなつているもの、あるいは同月内に数業者から購入した同種の飼料で、購入単価が異なり、ために不経済な購入方法となつているものが見受けられたが、このことはそのつど飼料購入契約してることによるものと思料される。

飼料給与設計に基づき飼料購入計画を樹て、四半期ごとの契約発注をする等予算の経済的執行に格段の配慮をされたい。

6 財産管理について

(1) 飼料庫(91.44㎡)は風雨の吹き付けで側壁より倉庫内に雨水が浸透し、飼料保管に支障があると認められるので、補修措置を早期に図られたい。なお財産台帳未登載の財産については、早期に事務手続きをされたい。

7 事務事業の執行について

(1) 38年度12月末における当年度の中小家畜のへい死及びとう汰の状況は

区分	へい死	とう汰	計	備	考
存成中大成食	2頭 3 48羽 180 350 260	3頭 1 21羽 73 23 199頭	5羽 3 69 255 355 279	出納員保管管理しているものである。	
豚	3	1	3	"	
鶏	48羽	21羽	69	"	
中	180	73	255	"	
大	350	23	355	"	
成	260	199頭	279	"	

であったが、場はこれについての事故報告をしていなかったたので、所定手続を嚴格に履行されたい。
 なお、事故報告に関連し、食鶏（ブロイラー）及び中びな等小家畜の事故報告については事務処理の合理化上、大量的な事故発生の場合等を除き一定期間分を取り纏めて定期的報告とすることができるとの例外措置を講ずることが妥当と思料されるので、関係規則の整備につき、関係当局は検討されたい。

(2) 37年度予算で356,364円の経費をもつて建設された32.76㎡の堆肥舎は、用途、利便等に対する検討、配意が不十分のまま施工したため、建築構造が悪く、従つて使用困難の状態である。堆肥は野積してあり、該施設は用途変更未了のまま倉庫に使用され、不経済な施設となつてゐるものと認められ、経費の効率的執行上遺憾である。

(3) 38年度において、各豚舎から流出する排尿処理のたい。

ため、工事費2,200千円の経費をもつて有効貯水量72㎡の排水池及び排水溝を施設したが、自然吸収が困難の状況で、当初の調査、設計等の検討が充分でなかつたため施設の効用が減却されているものと認められた。
 8 その他
 業務の特殊性からして、場内に家畜の管理飼養に当る現場職員住宅の建設が望ましい。
 また、単純労働職員が極めて少ないため、研究職員が家畜の飼養管理に追われ、本来の調査研究活動に支障をきたしてゐると認められたので研究職員と補助者とのセツト配置につき当局は配慮されたい。

中小家畜講習所 昭和39年1月29日 監査
 監査委員 浜 田 庄 二 平
 同 中 田 玉 平
 当所は、中小家畜の振興を図るため、畜産技術者の養成を目的とし、38年11月に開所されたものであるが、講習所第一種生（年限一箇年）は定員10名に対し、監査日現在、1名在所しているにすぎない実情であつた。これは当所に講習生の宿泊施設のないことが一因のようであるが、当所には243.6㎡の研修館を37年度に4,545千円に及ぶ多額の経費を投じて建設されており、また当所の設置目的等にかんがみ、講習生の確保に努め、初期の事業成果を挙げられるよう格段の配意と努力を希む。

水産試験場 本場 昭和39年1月21日 監査
 監査委員 浜 田 庄 二 平
 同 中 田 玉 平
 境分場 昭和39年1月28日 監査
 監査委員 浜 田 庄 二 平

1 予算の執行について
 (1) 収支の状況
 昭和38年度にかかる昭和39年12月31日現在の収入、支出の状況は次のとおりである。
 ア 収入

(目)	調 定 額	収 入 済 額	収 入 額	備 考
(目) 漁獲物売私代	393,205	393,205	0	
(目) 過年度収入	35,250	0	35,250	
計	428,455	393,205	35,250	

イ 支出

	予算合達額	支出済額	残 額	備 考
員 費	8,902,000	8,853,625	48,375	
水産試験場費	7,269,000	5,330,255	1,938,745	
大型漁獲施設置事業費	207,000	207,000	0	
鳥取丸代船建造費	77,000	14,580	62,320	
その他	82,766	22,550	60,210	
計	16,537,760	14,428,110	2,109,650	

(2) 水産試験場の財源として漁獲売払代 990,000 円が予算計上されているが、39年 1月 1日現在の収入済額は 393,205 円で、今後 100,000 円程度の収入見込みであるので、予算額に対する収入見込みは 50% 程度しか望めない状況である。円滑なる事業推進を図るためには、漁獲物売払代のような不安定なものを財源とする事業にあつては、特定財源の減収があつても予定事業が執行できるよう財政局の配慮が望まれる。

(3) 昭和 38 年度におけるおもな試験研究項目は、次のとおりである。

試 験 項 目	支 出 済 額	備 考
沖合漁場開発調査	763,370 円	境分場
浅海増殖試験	440,267	本 場
沿岸漁業振興試験	377,368	"
海況漁況予報調査	310,371	境分場
沿岸漁場環境調査試験	280,310	本 場
大型魚礁設置試験	207,000	"

- 2 経理出納その他事務処理について
- (1) 過年度調定分 35,250 円の生産物売払代が収入未済となつているので早期収納に努力されたい。
 - (2) 漁獲物の売さばき手数料 (5%) の繰入科目えの振替払手続きが著しく遅延しているので、事務処理のじん速化に努められたい。
 - (3) 水産物の品質鑑定手数料としてちよう付された証紙で消印されず長時間保管されていたものがあつたので、事務処理はそのつ度適正処置されたい。
 - (4) 本庁からの予算令達が遅延し、赤字支出している費目が散見されたので、関係当局は早期令達に配慮されたい。なお支出命令及び出納は厳格適正を期されたい。
 - (5) 旅費の支給について
 - ア 水産試験船に乗り組む漁夫 (1ヶ月 20 日を越えない範囲の勤務で、非常勤職員の辞令が出ていない) に対する旅費の支給がなされていないので、「特別職の職員の旅費等に関する条例」の規定に基づ

く旅費を支給すべきである。

1 旅費の調整で、水産試験船に乗り組む職員に対する旅費支給は、1日につき水路 5 時間未満の航海の場合は日当又は旅行手当を支給しないこととなつている。5 時間以上の場合、現在はすべて日当の定額を支給しているが、内口旅行 (領海内の航海) については、「職員等の旅費に関する条例」第 19 条の規定による水路計算により支給すべきこととなつている。旅行の内容は水産に関する試験調査であり、日当の額を「職員等の旅費の支給に関する規則」に基づく水路計算により計算することとは 不 能 であるので、実態に即応するよう関係規定につき検討善処されたい。

ウ 水産試験船による試験調査の旅行命令は用務先が明示されず、公海上の航海と領海内の旅行とがすべて内国旅行 (管内旅行) として扱かわれているが、明示、区分すべきものと認められるので、上記 1 と関連して検討善処されたい。

3 物品について

(1) 物品の購入に当り支出負担行為をしないで債務負担を行なつているもの、物品購入修繕荷が未決裁のまま物品購入しているものが散見されたので、適正経理に格段の留意をされたい。

(2) 原付自転車 (50cc) 1 台 (35 年度購入) 自転車 2 台が使用不能となつていた。早期に処分されたい。

なお、修理中の自転車 1 台が所在不明確であつたので調査し、物品の適正管理に一層厳格を期されたい。

(3) 36 年度と 37 年度に、カゴ網漁業試験に使用した漁具をなんらの手続きを執らず民間へ無償貸付していたことは、臨機の措置とも思はれるが適正でない。早期に貸借契約を締結し、固有物品の管理に遺憾のないよう配慮されたい。

(4) 会計規則 (208 条) に定める物品取扱主任がもつ関係帳簿が整備されていないので整備されたい。

- 4 契約について
- (1) 具農業祭 (水産関係) に係る出品図表、活漁水槽

の作製に要した経費の支出負担費がなく、かつ委託契約も未締結のまま23,370円を支出していたが、その処置は適正でない。合規な手続を厳守されたい。

(2) 農林水産振興推進費でパノラマ(水産関係)の作製を県漁業協同組合連合会に委託し、委託料12,630円を支出しているが、実際はパノラマは同連合会に現有されたものを借り上げたもので、委託契約内容が事実と相違している。また、これが経費の支出負担行為は未決裁のまま経理処置されていたので適正に経理されたい。

(3) 85,000円の経費をもつて38年7月に電気冷蔵庫を購入しているが、売買契約が未締結であり、従ってかし担保責任についても約定されておらず購入処置は当を得ないものと認めた。

(4) 漁獲物「委託販売契約書」中に委託販売手数料率を明定されたい。

(5) 分場で使用する船舶用燃料については売買契約が未締結で、A重油、茶灯油の購入単価が月により異

なり、不経済な購入となつている。一定期間継続供給を受けるものについては、単価契約を締結するようになされたい。

5 財産管理について
(1) 本場敷地1,476坪(登記簿面積)は、旧大谷村より寄附を受けたものであるが、境界線はいまだ設置されず境界が不明確である。早期に善処されたい。なお、部落有である人口の土地23坪を現在無償で使用しているが、これが契約措置についても早期に善処されたい。

(2) 元境分場敷地についても同様で、海岸埋立地などとの境界が不明確であるので、関係当局は早期に調査測量を行ない、これが確定を行なわれたい。

(3) 本場の倉庫(55坪)の大部分を改修し、コンクリート水槽を設置して各種試験施設に用途変更しているが、所定手続きの措置をされたい。また、海水浄化水槽の財産台帳への登録手続をされたい。なお試験施設の壁の一部が塩水の浸透により腐蝕し

ており、早急に補修を要するものと認めた。

6 組織運営について
当試験場は研究員の不足があい路となり、また試験船乗組員の統対数の不足が円滑なる試験操業を妨げている。しかるに、本場分場の2ヶ所に分れ、さなきだに少ない研究員、船員を細分し、それぞれ試験施設と試験船とを所有し、一応分野を決めて試験を行なつている現状である。試験船だいいせは老朽化し、大和堆への出漁すらおぼつかなく、代船の建造に迫られている。この際人的、物的両面からして、1ヶ所への統合について検討されるよう希望する。

農産加工所 昭和39年1月23日監査

監査委員 中 田 玉 平

1 予算の執行について
昭和38年度にかかる昭和38年12月31日現在における収支の状況は次のとおりである。

㊦ 収入

科 目	調定額	収入済額	収 入 未済額	備 考
雑 収	7,725	7,725	0	
(目) 生産物品売払代	7,725	7,725	0	

㊧ 支出

科 目	令 達 額	支出済額	残 額	備 考
具 員 費	2,795,000	2,770,225	24,775	
農産加工所費	3,053,400	2,777,979	275,421	
そ の 他	22,230	20,230	2,000	特産物振興対策費農林水産振興推進費
計	5,870,630	5,568,434	302,196	

2 経理出納その他事務処理について
(1) 加工施設の使用料32,000円で納付時期が後納扱いとされているものがあつたが、前納処置することに留意されたい。
(2) 非常勤職員(2名)に対し賃金82,200円を支出し

00953

ているが、報酬費で支出することが適正である。予算編成に留意されたい。

(3) 当所に対する予算令達が遅延勝ちで赤字支出しているものがあるので、本庁は早期令達を図りたい。

(4) 県農業祭に出品した資料の作成委託に要した18,000円の経費支出に当り、経理処置に適正を欠くものがあつたので、本庁関係課は適正化に留意されたい。

(5) 事務事業の執行について

当所は37年度米子市より境港市に移転し、当年度より整備拡充した新施設で業務を行っているが、昭和33年に制定された農産加工所使用料及び手数料条例で定められている加工施設の使用料の額(1時間につき50円以下)では相当額の県費負担となるので、施設使用者に前記条例で定める使用料のほかに相当額の経費(電気料金)を別途負担させているのは適法でない。適正な使料の額に改訂することにつき検討、善処されたい。

なお、使用料及び手数料中「その他加工施設」の使

用料の額は別に定めることとなっているがいまだ明定されていないので早期に善処されたい。

3 昭和38年度における主な試験研究項目

38年度における主な試験研究は、本県特産物の加工利用方法の開拓に重点を置き、(1)20世紀梨ジュース化の研究、(2)20世紀梨冷凍食品化の研究、(3)20世紀梨冷蔵研究及び凍結乾燥食品の研究、(4)20世紀梨干化研究。食品の品質向上に関する研究として、(5)罐詰食品の研究、(6)でんぷん加工の研究等のほか、特産果実、そさいの加工適正検定に関する研究等を実施し、とくに20世紀梨のジュース化が企業化されることとなったのは20世紀梨の価格安定に資するところきわめて大なるものがあるので、今後に寄せる期待は大きく、結構である。

4 物品について

(1) 当所の物品出納簿に登記されている備品(建設費で購入したもの)のうち、農業試験場西伯分場で使用されているものが相当件数ある。物品管理上、こ

00954

れら物品はすべて農業試験場に保管転換し、西伯分場(物品取扱主任)が保管管理することが適当と思料されるので、早期に善処されたい。

(2) 当敷地内に設置されている「みどりの家」の管理事務は当所が行ない、附属物品は農政企画課の保管管理責任となつていますが、物品管理の適正を図るため、これらの物品は当所の出納員の管理とすることにつき、当局は検討善処されたい。

(3) 元加工所で使用していた機具及び物品で、現在使用見込みのないものが保管されていたので、早期に処分整理されたい。

5 財産管理について

当所が財産管理事務を行なっている加工所並びに農試西伯分場建物は火災保険に未加入であつたので当局は早期に加入方措置されたい。

6 組織運営について

当所は、農産物加工の試験研究並び技術指導を目的として設立された機関であるが、現在の名称に必ずしも

その実体を表現していない。本県の産業構造は第一次産業の占める比重がきわめて高いことをその特質としているので、これ等を原料とする第二次産業の発展を期することに産業立地上からも当然考えられる課題となつている。当機関と工業試験場の関連業務とを勘案して総合食品研究機関とすることについて検討されるよう希望する。

蚕 業 試 験 場 昭和39年2月18日 監 査

監 査 委 員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 野 坂 浩 賢

1 予算執行について

昭和38年度にかかる昭和38年12月31日現在における収入、支出の状況は次表のとおりである。

7 収入

科 目	額 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
雑 収 入	459,409	459,409	0	
(目) 生産物品売却代	459,409	459,409	0	蘭代

4 支出

科 目	合 達 額	支 出 済 額	残 額	備 考
員 費	6,480,000	6,196,724	283,276	
畜産試験場費	2,739,500	2,300,879	438,621	
そ の 他	108,320	106,320	2,000	農林水産振興費、農業士業調査費、振興費
計	9,327,820	8,603,923	723,897	

2 経理出納の事務処理について

(1) 蘭の売却代調定日が著しく遅延していたのでそのつ度調定すること。また土地の貸借契約による(電柱、支線用地)財産貸付料が未調定であったので、年度当初に調定処置するよう留意されたい。

(2) 予算令達が遅延したため赤字支出の費目が散見され、支出命令並びに経理処置が適正と認めがたい。事業計画に基づき支出計画を樹て、適正支出に留意されたい。
なお、本庁は早期令達を図り、円滑な経理ができればよい配慮されたい。

(3) 農業祭出品用パノラマの委託作成の事務処理が適正を欠いていた。留意を要する。

(4) 県内旅行(上井〜鳥取間)において急行または準急行料が支給されているものがあるが、そのうち適当と認めがたいものがあつたので、旅行命令は厳格を期されたい。

3 昭和38年度における主な試験研究項目
昭和38年度におけるおもな試験研究項目は次のとおりである。

試 験 項 目	支 出 済 額	備 考
桑栽培系に関する試験研究	418,772	
桑葉縮病の防除に関する試験研究	200,004	
蚕繭産率増進試験研究	165,357	
集団地養蚕に関する試験研究	451,251	
蚕種及び蚕品種に関する試験研究	150,980	
桑園の機械化に関する試験研究	163,650	

4 契約について

(1) 倉吉市より借上げている桑園用地1反7畝22歩は単年度契約であつて、期間満了の1ヶ月前に自動更新することとしていたが、予算外義務負担とならないよう契約書に予算の成立の要件を挿入し、また対価の支払時期を明確にするよう善処されたい。

(2) 倉吉市桶島米倉より借上げの畑1反3畝1歩は従前より単年度契約であるが、監査日現在契約未締結のまま、38年度も引き続き使用していた。事務処理の適正を期されたい。

5 物品について

(1) 物品保管管転換引継書と受領書の品目及び数量の相違しているものがあつたので確認に厳格を期し、不突合の物品については適正に処置されたい。

(2) 現業職員用被服の換収及び支払は当試験場で行なつたこととしているが、実際は本庁において一括購入したものである。上記のような物品の購入は経理の適正化の面より、用品会計で処置することが適切と懸料するので検討されたい。

(3) 物品購入が事後何となつているもの、購入伺、物品の納入期日の納入期日が不明確なもの、あるいは、出納簿への登記簿等が散見されたので、適正処理

(3) 山間高冷地桑園造成試験地3ヶ所、桑栽培型式現地実証試験地2ヶ所、草生作物現地選抜試験地1ヶ所は監査日現在これが契約は未締結のまま借料及び捐料4,000円が支出されていたことは経理処置が適正でない。契約締結に基づき事業執行に当られたい。なお、当該支出科目は委託料が適当である。

00957

に一層留意されたい。

(4) 倉庫、蚕室等に相当数の不要物品が置かれていたが、早期に処分整理されたい。なお、使用不能のオートバイ(125cc1台)は所定手続きにより処分されたい。

(5) 当所に学友会所有の成年(1頭)が飼育され、桑園用に購入された糞を給与しているが、これが取扱を明確にされたい。

6 財産管理事務について

(1) 本館用務員室に常農夫、生徒宿舍に業手を場長決裁で入居させていたが適法と思料されないので、所定手続きをとられたい。

(2) 桑園研究室(47.5坪)寄宿舎(75.5坪)の改築に伴なう財産移動に関する報告が未提出であったので所定手続きをし、財産台帳に未登録のものについては早期に事務手続をされたい。

また、休養室(13.5坪)は物置場に用途変更(無断)されていたが、耐久力がまだあるので関係当局と協議し善処されたい。

議し善処されたい。

(3) 試験地の境界が不明確な箇所があるので、早期に測量、杭打ち等処置されたい。

(4) 寄宿舎の炊事場は衛生管理上換気装置が必要と認められるので善処されたい。

7 事務事業の執行について

原蚕種の製造配布事業で、県が行なう原蚕種の配布料金は「原蚕種配布規程(8、27.6.13)」で一蛾につき15円とされているが、原蚕種代及び採種経費等の直接経費は一蛾当り29円となつているので、妥当な料金改項につき考査善処されたい。

8 運営について

養蚕経営の在り方が従来に比べ一変している現状から、今後の養蚕地帯は集団桑園を中心として協業経営に進むことが必然となつたので、立地条件に合致した場所の試験場の移転について当局は検討されるよう希む。

00958

蚕業技術員養成所 昭和39年2月18日 監査

監査委員	浜	田	庄	二
	同	中	田	平
	同	野	坂	賢

1 当所の経費としては137,444円(昭和38年12月末日現在)が支出されていた。在所生徒数は38年度本科生8名、予科生2名の規員で、37年度に比し4名減員している。また、現員率を定員で見ると本科生26.7%(37年度33.3%)予科生10.0%(37年度20.0%)の状況である。今後における県内蚕業技術員の需要と養蚕農家の技術研修とを勘案してその設置の在り方につき当局は根本的に検討されるよう希む。

なお、当所卒業者の中、県外技術員となつた者は36年度12.7%(8名)37年度60.0%(6名)となつている。

県営境港魚市場	昭和39年2月4日 監査
県境港水産会館	
監査委員	浜 田 庄 二
	同 中 田 平
	同 千代西尾 泰 章

1 予算の執行について

特別会計境港水産施設事業の昭和38年度に係る昭和38年12月31日現在における収入、支出の状況は次のとおりである。

(ア) 収入

料 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
	円	円	円	
(目) 魚市場使用料	7,317,339	7,371,339	0	収入内割 荷さばき 710,127円 6,667,212円

水産会館使用料	4,285,660	4,097,560	188,100	事務室使用料 会議室 食堂	3,638,710円 143,850円 315,000円
繰替入金	279,859	277,375	2,484	電力料 水道料	209,925円 67,450円
雑入	23,276	23,276	0	過年度収入 ガス、ストーブ代	21,900円 1,372円
計	11,906,134	11,715,550	190,584		

(イ) 支出

科 目	予算合運額	支出済額	差引残額	備考
県営魚市場事業費	3,693,000	3,025,034	667,966	
水産会館運営費	2,498,000	1,456,061	1,041,939	
計	6,191,000	4,481,095	1,709,905	

2 経理出納その他事務処理について
(県境港魚市場)

(1) 市場使用料として12月末累計7,317,339円の調定、
収納を行なっているが、該特別会計37年度決算に当
り、収支の均衡を図るため、38年度に調定すべき市

場使用料(38年4月分) 386,619円を37年度に調定
収入しているので、38年度は11ヶ月分の調定収入と
なる。

(2) 魚市場事業費より支出された蛍光灯取替補修費12,
000円は水産会館運営費より支出すべきであつた。
(県境港水産会館)

(3) 38年12月末日現在、事務室使用料188,100円、電
力料の繰替金2,484円が収入未済となつていたので
早期収納に一層努力されたい。

(4) 電灯料は各室に取付けしてある小メーターにより

徴収し、共同部分の電灯料は伺い定めにより入居者
に口頭指示しているが、協定書を交換する等、明文
による措置が必要である。

3 契約について
(県境港魚市場)

(1) 魚市場清掃用水道改良工事代金53,160円及び魚市
場常夜警備灯増設工事代金66,000円を支払つている
が(S39.2.3)、前記工事の請負契約書に添付すべ
き契約約款、設計及び図面が作成されておらず、工
事内容不明のまま該検査(S39.1.25)を行ない、形
式的に処理していることは適法でない。なお該工事
の竣工検査を魚市場職員で行なつていたが、検査能
力面からして検討善処の要がある。関係当局は行政
財産の増設、改良、補修工事等の事務処理について
適切な指導措置をされたい。

(2) 魚市場清掃を委託契約(1年間)し、実施してい
たが年度中途における受託者の死亡に伴う委託契約
及び支払事務処理に適正を欠ぐものがあつたので、

留意されたい。

(県境港水産会館)

(3) 水産会館放送施設設置に当り、当初契約において
旧放送施設の売却代金13,000円を相殺した228,000
円で工事契約を締結し、38年11月29日完成、工事請
負金の支払を完了した後、歳入歳出の混同となる13,
000円は収入手続をとり、当初工事請負契約額228,0
00円を契約変更手続を経ないで、241,000円の工
事請負契約書に書き替えて、その差額13,000円を支
払つて(S38.12.28) いることは適法ではない。
請負工事に係る事務処理は適正に処置するよう格段
の留意をされたい。

(4) 水産会館の食堂経営に当り、民間業者と水産会館
食堂委託契約を締結し、貸付料月額35,000円で154,
76平方米を貸付している。しかしながら食堂として
の使用の実態はいささか前記面積とは異なると思料さ
れるので、実態に即するようにすべきである。
なお、当館使用を前記委託契約で貸付されているが、

00961

本施設は行政財産であるので、行政許可の処置とすべきであるので、前段事項も併せ主管当局と早期に検討善処されたい。

(5) 冬期暖房用燃料(プロパンガス)購入単価契約期間が翌年度にわたる契約となっていたが、単年度契約とすべきである。また購入代金の支払方法等についてもなんらか約定されていないので、契約書に明定されたい。

4 物品について
(共通的事項)

(1) 県境港漁魚市場、県境港水産会館、境水産事務所の購入物品は、一冊の備品及び消耗品の出納簿に混合記帳し、出納されているため、物品の取り扱いが不明確となつているので、各機関別に区分し、整備記帳されたい。

(県境港水産会館)

(2) 県境港水産会館食堂委託契約に基づき、電気冷蔵庫、水圧米洗機、食器戸棚ほか84点が該食堂経営者

(民間人)に貸与されているが、貸与物品の員数が備品整理簿と不整合のものがあつた。ので貸与物件の調査確認をなし、善良なる物品管理に配慮されたい。

5 財産について
(県境港漁魚市場)

(1) 自転車置場2棟の財産台帳への登録手続きを早期に図られたい。

6 事務事業について

(1) 境港及び境漁港に水揚げされる漁獲物で県営市場以外の場所で取引が行なわれているものがある。諸種の理由もあるようであるが、漁獲物の公正な取引を確保するため設けられている鳥取県魚市場条例に反することとなるので、早期にこれが措置対策を検討されたい。

(2) 水産会館の事務室または会議室を使用しようとする者は鳥取県水産会館管理規則第二条によつて、知事の許可を受けることとなつているが、会議室の使

00962

用許可については事務の簡素化上、またその使用美観からして館長において許可できるよう権限の委任をすべきである。

なお、水産物の荷さばきをしようとする者に対する鳥取県境港魚市場管理規則第七条の魚市場使用許可権についても前段同様市場長への権限委任につき考究善処を望む。

(3) 漁業不振が影響して会館2室が空室となつていた。会館においては入居者捜しに努力していたが、会館経営にも影響することであるので、さらに努力を続けられたい。

(4) 前年の監査で指摘された水産会館内壁面の甚だしい露結現象については、その後何等の処置が講じられていない。早急に対策に努められたい。

境港水産事務所 昭和39年2月4日監査
監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 千代西尾泰章

1 予算の執行について
昭和38年度に係る昭和38年12月31日現在における支出の状況は次のとおりである。

科	目	予算令達額	支出済額	差引残高	備	考
県	職・員費	1,375,000	1,333,981	11,019	内訳	職員給 諸手当
	漁業調整委員会費	238,951	240,042△	1,091		史員給 諸手当
	漁船登録費	13,000	12,946	54		旅費
	水産振興費	54,100	39,709	14,391		旅費 需要費
	水産加工振興費	15,000	13,530	1,470		旅費 需要費

漁業監督費	50,000	8,400	41,600
計	1,746,051	1,678,608	67,443

需要費

年度別	検査数量	検査手数料	備考
36年度	195,629 Kg	589,650 円	乾てんぷさ
37 "	225,895	90,800	
38 "	62,754	15,710	

で、故中38年度の検査実績数量が37年度に比し72.0%減の161,141kgと激減している。これは海水異変による漁獲物の減少とてんぷさの発育不良であったことに大きく基因しているものと思料される。

経営伝習農場 昭和39年2月10日 監査
 監査委員 浜田庄平
 同 中田玉平
 同 野坂浩賢

2 経理出納について

- (1) 旧水産事務所は境港市え賃貸契約により年額4,200円で貸付されているが、賃貸料の納入方法が何ら約定されていない。契約書に明定されたい。
- (2) 冬期(12月、1月分)暖房用燃料としてプロパンガス400kgを購入し、代金16,800円を漁業監督費より支出しているが、その使用状況からして大半を特別会計県境港水産施設事業費で支出すべきであり、金額一船会計から支出されていることは特別会計設定の意義に反し妥当でない。

3 事務事業の執行について

- (1) 38年度における水産製品検査実績は、

1 予算執行について
 昭和38年度に係る昭和38年12月31日現在における収入、支出の状況は次のとおりである。
 ア、収入

科 目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
公企業及び財産収入	円	700	700	700	円 0
(項) 財産収入	—	700	700	700	0
雑 収 入	2,703,000	2,409,597	2,364,316	45,281	
(項) 物品売払代	2,703,000	2,309,081	2,308,066	1,015	生産物売払代、1,766,912円 家畜番、538,854円 不用品、2,300円
(項) 雑 入	—	100,516	56,250	44,266	過年度収入 養成所分 54,422円
計	2,703,000	2,410,297	2,365,016	45,281	

(註) 今後の調定見込額475,460円があるので結局予算現額に対し182,757円の収入増が見込まれている。

イ 支出

科 目	令 達 額	支 出 済 額	残 額	備 考
経営伝習農場費	5,398,000 円	4,971,884 円	426,116 円	
農業指導者養成事業費	1,527,000	1,092,252	434,748	
農村青年活動促進費	1,511,000	776,499	734,501	

その他	38,000	37,450	550	農業改良普及事業費
計	8,474,000	6,878,085	1,595,915	

2 経理出納その他事務処理について

- (1) 家畜の販売に当り、調定期日が遅延しているものが見受けたので、そのつど調定するよう留意された。
- (2) 本庁よりの予算合遅延のため、家畜飼料購入代並びに肥料、薬剤購入代金等448,319円が未払となつており、また電灯料金84,350円(延7回分)の多額な経常的経費を職員が立替支払をするはめとなつていた。本庁は予算の早期合達を図り、事務事業に支障をきたさないよう格別の配慮を要する。
- (3) 農村青少年対策事業で各種研修会を実施しているが、参加者に対する旅費支給は何らの根拠定めもなく汽車賃、車馬賃の実費を支給しているのは適当でない。「職員等の旅費の支給に関する規則」(13条

3号)の規定を準用する等当局はさらに基づき検討されたい。

3 物品について

- (1) 農機具等の使用不能となつていもの並びに棄却処分を相当と認められる物品(備品)が散見されたので早期に処分されたい。
- (2) 家畜の売却処分は「生産収獲物品報告及び引継(処分向)伝票」により処置されていたが、数量のみ記載で予定価額が記入されていないのは適法でない。会計規則に定める手続きで合規に処置されたい。なお「産卵報告及び引継(処分向)伝票」の記入方法を是正し、引継並びに処分を明確にされたい。
- (3) 乳犢2頭、豚3頭、成鶏及び中びな25羽のへい死等があつたが事故報告が行なわれていない。所定手

続きを譲守されたい。

- (4) 開墾、耕起のためトラクター及びブルドーザー等の動力源に使用する軽油は鳥取県税条例第146条の規定による軽油税に係る免除手続きをとられたい。

4 契約について

- (1) 卵の特定常時買受人と買売契約未締結のまま取引しているが、この種のものについては売買契約を締結することが適当と思料される。
- (2) 大型サイロ及び自転車置場を随意契約により施工するに当り、特定業者に設計見積を依頼し、その見積金額を予定価格として業者から見積書を徴しているが、いづれも形式的なもので、設計見積を行った業者から見積書を徴している等、見積の公正確保、契約公平の原則からしてその処置は適正でない。関係当局は技術者のいないかいに建設事業を執行させる際はその事務処理に遺憾のないよう特に指導に一層配慮されたい。
- (3) 400千円の経費をもつて牛乳冷却装置の新設に当

り、予定価格調書の作成のないまま4業者から見積書を徴していたが、設計書及び仕様書付の正規の見積書を提出している者は1業者で、他は形式的なものであり、また契約書の内容は物品の購入契約形式であるなど、その事務処理に留意すべき点が多い。

5 財産管理について

- (1) 元炊事場並びに生徒宿舍に所定の手続きを経ずして炊事婦、助手を入居させていたが、合規な手続き処置を取るべきである。
- (2) 牧草地、山林、その他の境界が不明確となつているので早期に境界を明確にし、行政財産(土地)の保全管理に遺憾のないよう適切な処置を講じられたい。
- (3) 当場の建物のうち大型農業機械格納庫及び整備倉、燃料庫、自転車置場、動力室、屋外飼槽、飼料調整室、サイロ2基、立木等が財産台帳(副本)に記載もれとなつているので、早期に所定手続きを図られたい。また、旧生徒宿舍、旧食堂兼炊事場は現在倉

庫、物置などに使用されており、用途変更の要がある。なお38年度に建設された燃料庫は本庁よりの引継手続きが未了であったので早期に善処されたい。

(4) 現在の職員住宅(5戸中、4戸入居)は旧糧軍兵舎を転用しているもので、損朽甚だしく台風、積雪には倒壊の危険性が認められ、改築の時期に至っている。財政当局の予算措置につき格別の配慮を望む。

(5) 多人数の食事を調理する炊事室には換気装置が全くない。建物の維持、職員の保健上強制換気施設が必要であると認めらる。

6 事務事業の執行について

(1) 農業機械研修事業で、農業大型機械の操作の実習研修を実施するため、県と県経済連との「大型農業機械管理委託契約」に基づき、県が県経済連に委託管理させているトラクターのうち2台を当該が県経済連より賃借し、39年1月末までに賃借料495千円(年間支払予定額701千円)を支払っているが、これらのトラクターはもともと県有財産であり、一方

前記契約は「委託期間中、公共、公用の用に供するときは契約を解除する権利を保留する」旨を約定していること等からして、経費の効率的執行上、上記の使用形態は妥当と認めがたい。県当局は、早期に善処すべきである。

なお、当該と県経済連との賃貸契約はオペレーター付で1日5,000円(1台)と約定しているが、実際はオペレーターは付かず、当該職員がオペレーターしているにもかかわらず、賃貸料は約定どおり495千円(1日5,000円99日分)を支払っており、また賃貸料の算出根拠となる使用日数は場が使用日数等を適宜勘案して算出したもので、支払額の基礎はいまいである。

経理事務は厳正に執行されたい。

7 運営について

(1) 当該は実験教育農場として、運営の中心を企業的酪農に求め、その整備に努力を続けているが、経営の収支を展示する資料に欠けている。この点検討さ

れたい。

(2) また、当該は大型農業機械の技術センターとしての機能を持ち、農業機械研修を実施し、効果をあげているが、研修用地がないため等の理由により、現段階ではタッチメントを附けないでトラクターのみの運転の伝授に終っている。耕耘等実地研修のため研修用地の確保が望まれる。

農業指導者養成所 昭和39年2月10日 監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 野 坂 浩 賢

1 当所は38年8月1日から開所し、農村における指導者としての役割を果たす農業者を養成することを目的とし、関係市町村長の推せんのある中堅農村青年40名に対し経営伝習農場における研修のみならずついで継続的長期間に亘つて近代農業の技術と経済を経営の場から習得し、これをさらに推進せしめるための基

幹員の養成に熱意を示していたことは結構である。しかしながら、当所の事業運営に当つて考究善処を要する面が次のとおりある。

(1) 当該が研修に要した経費の執行額は1,092,252円(昭和38.12.31現在)であつたが研修効果が確認されていない。今後の養成所運営に資するため、また経費の効率化の面よりして、幹員としての「その人」のその後の活動を適切に知ることについて配慮する必要がある。

(2) 当該の入所者に対する経費負担は県及び関係市町村となつているが、食費の経費負担区分が不明確であるため、実際は前記負担のはか入所者が負担しているものもあるもので検討善処されたい。

(3) 研修実施に当り、経営伝習農場の施設を利用して行なわれているため、経営伝習農場生の学習実習をやむなく日程変更している場合が認められたので当該の研修計画とこれらの面とを充分勘案して円滑なる運営することに留意されたい。

2 組織運営について
 当所の所長は農林部長が兼任しているが、上記(3)の点及び財産、物品の管理、経理等掛務の執行面からして当事業は経営伝習農場の事業そのものとし、当面農政の最も大きい柱である人づくりの場となるようその育成について当局の検討を望む。

財団法人鳥取県住宅公社 昭和39年5月12日監査

監査委員 浜 田 庄 二
 同 中 田 玉 平
 同 野 坂 浩 賢

1 法人の概要当公社は、県内における住宅不足の緩和、県外に就職する県民のための住宅の供給並びに県民の住生活の向上を図り、もつて県民の福祉増進に資することを目的として県より基本財産として300,000円の出損を受け、昭和31年3月19日設立し、同月22日登記を完了したものである。

2 事務所及び従業員の状況

(1) 事務所は、設立当初県土木部建築課内においていたが、昭和38年度から鳥取市江崎町一番地に移転した。
 (2) 役員は、理事14名(うち専任理事2名)監事1名、職員は6名(うち専任1名)を置き業務運営にあたつている。

3 昭和38年度中における主な事業の実施状況

(1) 城北団地造成事業

宅地難打開の手段として、土地を買収し住宅団地とするため宅地造成を行ない、希望者に分譲することとし、鳥取市田島地区内で4,140.34坪、(41.016千円)を造成し、3,202.43坪(43.515千円)分譲した。

(2) 載道団地造成事業

当初財団法人境港開発公社で計画していたものであるが、公庫融資が受けられない為、当社が行なうこととし、事業の実施は業務委託契約により境港開発公社が担当している。
 境港市高松町及び新屋町に12,380坪(24,743千円)

を造成し、うち昭和38年度中に、1,500坪(3,005千円)を分譲している。

(3) 丸山賃貸住宅建設事業

県内における住宅不足緩和のため、鳥取市丸山町に昭和37年度より建設していた鉄筋三階建2棟569.14㎡の賃貸住宅は、昭和38年7月12日完成し、現在12世帯が入居している。

(4) 財団法人大阪青年寮への住宅貸付事業

4 経理状況
 設立当初から昭和37年度までは当社の寄附行為に反し官庁会計方式により実施していたが、昭和38年度より

貸借対照表

(昭和39年3月31日現在)

資 産 の 部	負 債 及 び 資 本 の 部
流 動 資 産 金	流 動 負 債 金
現 金 預 金	未 払 費 用 金
38,459,232	1,882,859
64,346,415	未 払 預 り 金
	44,435
	36,442,797
	35,444,881
	752,468
	536

企業会計方式を採用し、その状況は別添のとおりであり、昭和38年度において、3,386,717円の純利益剰余金を生じている。なお、37年度の監査報告で指摘した財務諸表の不明確である点についてはその後調査整理し是正されていた。

5 経理出納その他事務についての留意事項

(1) 経理出納等の根拠となるべき財務規程、その他の諸規程がないので早急に作成する必要がある。

(2) 備え付けるべき諸帳簿で備え付けていないものが多いため、作成整理すべきである。

(3) 証ひよ書類、伝票等で整理不十分のものがある。

00971

建設事業	21,739,076	仮受当金	20,000
工業資産	2,220,813	引当金	224,912
不動産	48,730,578	長期借入金	55,816,539
土地	10,513,000	金	55,223,573
建物	37,885,578	減価償却引当金	198,000
車輛運搬器具	85,000	退職給与引当金	364,637
工具器具備品	247,000	本	30,329
		資	20,817,657
		金	300,000
		資	14,783,000
		本	5,734,657
		利	2,347,940
		未処分利益剰余金	3,386,717
		当期利益剰余金	
合	113,076,993	計	113,076,993

00972

損益計算書 (自昭和38年4月1日 至 昭和39年3月31日)

費用の部	収入の部
経営費	2,013,010
大阪青年寮	1,549,408
丸山賃貸住宅	463,602
事業原価	42,921,123
城北分譲団地	39,916,373
誠道分譲団地	3,004,750
事業外費用	22,000
一般管理費	766,979
当期利益金	3,386,717
合計	49,109,829

財団法人鳥取県開発公社

昭和39年6月15日監査

監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 野坂浩賢

今回、地方自治法第199条第6項の規定により鳥取県開発公社の監査を実施したところ、その状況は次のとおりであった。

- 1 法人の概況
当公社は、鳥取県の総合開発の円滑な推進を図るため、当該開発事業に必要な土地の取得、造成を行ない、もつて県勢の発展に寄与することを目的とし、基本財産として県より1,000,000円の出損を受け、昭和38年8月1日に設立許可され、同年8月15日登記を完了したものである。
- 2 事務所及び役職員の状況
(1) 事務所は設立と同時に鳥取市江崎町一番地に置かれている。
(2) 役員は理事6名うち常任2名、監事1名、職員5名を置き、職員1名のみ専任で他の役職員はすべて県住宅公社と兼務である。
- 3 主な事業の実施状況
(1) 1級国道29号線用地取得事業